

## 東北信市町村交通災害共済 見舞金請求の手引き

- ・請求期間は事故発生日から2年以内です。
- ・治療実日数（入通院合算）が2日以上から見舞金の支給対象となります。
- ・見舞金の請求については、治療が全て終了した時点で請求してください。

①役場窓口で見舞金請求書、交通事故証明書、診断書を受け取ります。

### ●見舞金請求書

- ・住所、氏名、口座等を記入してください。
- ・2枚複写になっていますので、必ず2枚目にも押印してください。

### ●交通事故証明書

#### 【警察届出がある場合】

- ・交通事故証明書申請用紙により郵便局で交付手数料を振込むと申請者の住所へ郵送されます（概ね10日前後で郵送されます）
- ・正本を提出した場合は、交付手数料（540円）も支給されます。

#### 【警察届出がない場合】

- ・組合指定の事故証明書に事故状況等を記入してください。

# 交通安全

庶務係

### ●診断書

- ・複数の医療機関にかかっている場合は、各医療機関の診断書を提出してください。  
ただし、1日に複数の医療機関にかかった場合は、治療実日数は1日となります。
- ・死亡の場合は死体検案書も認められます。

### ●診断書の領収書（コピー可）

- ・診断書の正本を提出した場合に提出してください。  
領収書の提出により、診断書の取得に要した額を1回の請求につき1通分、3,000円を上限に支給します。

②全ての書類が揃った時点で市町村窓口へ提出してください。

③見舞金が決定すると、市町村を通して見舞金決定通知書が郵送されます。

### ★提出書類

- ①見舞金請求書
- ②交通事故証明書
- ③診断書
- ④診断書料の領収書  
（コピー可・診断書が正本の場合のみ）
- ⑤戸籍抄本（死亡の場合のみ）

## 立科町テレワーカーを募集します

企画振興係

町では、だれもが仕事を通して社会参加ができる「社会福祉型テレワーク」を推進しており、現在、パソコンを使って仕事を行うテレワーカーを募集しています。

町内で仕事をしたい、子育てしながら仕事をしたい、スキマ時間を有効活用してダブルワークしたい、社会の役に立ちたいという方は、立科町テレワーカーに登録して、お仕事してみませんか。

### 主な勤務地

立科町テレワークセンター（立科町ふるさと交流館「芦田宿」2階）

### ワーカー登録条件

町民であること（年齢制限ありません）

〈現在の仕事内容の一例〉

- ・画像へのタグ付け業務（AI（人工知能）学習用）
- ・広報誌作成業務
- ・議事録作成業務
- ・ウェブサイトの記事更新 等

### お問合せ先

企画振興係 電話 88-8403 電子メール：kikaku@town.tateshina.nagano.jp

